

平成 21 年度 財団法人新宿区生涯学習財団第 4 回評議員会議事録

1 日 時 平成 21 年 12 月 21 日 (月) 午前 10 時 00 分から

2 会 場 新宿コズミックセンター5 階 中研修室

3 出席者 (評議員現在数 16 名 定足数 11 名)

評議員 阿部 正幸	評議員 雨宮 武彦	評議員 赤羽 つや子
評議員 今泉 清隆	評議員 江口 敏夫	評議員 久保 合介
評議員 小菅 知三	評議員 佐原 たけし	評議員 鈴木豊三郎
評議員 高橋 正也	評議員 中澤 良行	評議員 根本 二郎

書面表決者

評議員 大浦 正夫	評議員 大野 哲男	評議員 竹若 世志子
評議員 山田 秀之		

事務局

小野寺事務局長	林歴史博物館館長	諏訪事務局次長	小林経営課長	
堂元経営課長補佐	世良事業一課長	堀田事業一課長補佐		
青木事業二課長	鈴木学芸課長			
岸田主任主事	栗屋主任主事	服部主任主事	桑島主任主事	橋爪主任主事
武富主任主事	内藤主任主事	岡田主任主事	森田主任主事	守谷主任主事

4 定足数の確認

評議員現在数 16 名中 16 名出席(書面表決者 4 名を含む)。寄附行為第 27 条第 2 項の規定により、評議員会は有効に成立していることを確認した。

5 開会宣言

6 議事録署名人の選出

寄附行為第 28 条の規定に基づき、佐原評議員及び今泉評議員の 2 名を議事録署名人として選出した。

7 議題

諮問第 32 号 財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部改正 (案)
諮問第 33 号 公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則 (案)
諮問第 34 号 公益財団法人新宿未来創造財団処務規則 (案)
諮問第 35 号 公益財団法人新宿未来創造財団印章取扱規則 (案)

- 諮問第 36 号 公益財団法人新宿未来創造財団告示式規則（案）
- 諮問第 37 号 公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則（案）
- 諮問第 38 号 公益財団法人新宿未来創造財団寄付金取扱規則（案）
- 諮問第 39 号 公益財団法人新宿未来創造財団セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則(案)
- 諮問第 40 号 公益財団法人新宿未来創造財団職員就業規則（案）
- 諮問第 41 号 公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則（案）
- 諮問第 42 号 公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム職員就業規則（案）
- 諮問第 43 号 公益財団法人新宿未来創造財団人事評価実施規則（案）
- 諮問第 44 号 公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則（案）
- 諮問第 45 号 公益財団法人新宿未来創造財団旅費規則（案）
- 諮問第 46 号 公益財団法人新宿未来創造財団退職金規則（案）
- 諮問第 47 号 公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則（案）

事務局報告

- ・公益認定申請書類の一部変更について（経過報告）
- ・公益財団法人新宿未来創造財団の設立に伴う指定管理施設管理代行業務の取扱いについて
- ・新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンについて

8 議事の経過の概要及び結果

- (1) 諮問第 32 号について、資料に基づき説明を行った後、質疑に入り、原案どおり全員一致で可決した。
- (2) 諮問第 33 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (3) 諮問第 34 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (4) 諮問第 35 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (5) 諮問第 36 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (6) 諮問第 37 号について、資料に基づき説明を行った後、質疑に入り、原案どおり全員一致で可決した。
- (7) 諮問第 38 号について、資料に基づき説明を行った後、質疑に入り、原案どおり全員一致で可決した。
- (8) 諮問第 39 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (9) 諮問第 40 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (10) 諮問第 41 号について、資料に基づき説明を行った後、質疑に入り、原案どおり全員一致で可決した。
- (11) 諮問第 42 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。

- (12) 諮問第 43 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (13) 諮問第 44 号について、資料に基づき説明を行った後、質疑に入り、原案どおり全員一致で可決した。
- (14) 諮問第 45 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (15) 諮問第 46 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (16) 諮問第 47 号について、資料に基づき説明を行った後、質疑に入り、原案どおり全員一致で可決した。

9 事務局報告

- ・公益認定申請書類の一部変更について（経過報告）について資料に基づき説明を行った。
- ・公益財団法人新宿未来創造財団の設立に伴う指定管理施設管理代行業務の取扱いについて資料に基づき説明を行い、質疑について回答した。
- ・新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンについて資料に基づき説明を行い、質疑について回答した。

（議事の詳細・経過については、後出の評議員会議事録のとおり。）

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。
なお、軽易な文言の修正は、議長に委任する。

平成 21 年 1 2 月 2 1 日

議 長 江口 敏夫 印

議事録署名人 佐原 たけし 印

議事録署名人 今泉 清隆 印

第4回 評議員会

平成21年12月21日

○小野寺事務局長 では始めさせていただきます。その前に、評議員会議長につきましては、ご出席されている評議員の皆様の互選により定めるということになっておりますが、議長を江口評議員に引き続き務めて頂くということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野寺事務局長 それでは、これからの進行は江口評議員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○江口議長 本日は、年末の大変お忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。本日予定されておりますのは、給与改定の一部改正の他に、新しい財団の規則関係でございます。件数が大変多ございますが、よろしくお願い申し上げます。では初めに、定足数の確認を行います。事務局から報告をお願いします。

○小林経営課長 経営課長です。

評議員現在数16名、定足数11名のところ、ただ今10名のご出席を頂いております。残り4名の方からは書面表決を頂いておりますので、14名のご出席があるということで定足数に達しており、本評議員会は有効に成立していることをご報告致します。なお、久保評議員からはご出席予定ということですが、遅れる旨ご連絡を頂いております。

以上でございます。

○江口議長 事務局の報告どおり、評議員会は有効に成立しております。

ただ今から平成21年度第4回財団法人新宿区生涯学習財団評議員会を開催致します。議事録署名人の選出を行います。本日は、佐原評議員と今泉評議員をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 では、両評議員にお願い致します。よろしくお願い致します。

これより議事に入ります。

諮問第32号の財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部改正(案)について、事務局の説明を受けます。お願いします。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞお願い致します。

○小菅評議員 職員の給与が減額ということで、職員の士気が下がらなければいいということを願っている訳ですが、局長、次長のほうで十分お考え頂き、また良い時も来るとお思いますので、士気が落ちないように、くれぐれもご指導頂きたい。

合わせまして、減額分についての他の項目、名目、あるいはその他で補てんのようなことはないのですか。減額のままということですか。

○江口議長 事務局お願いします。

○小野寺事務局長 減額のままでございます。なお、職員のモラルの点に触れられましたが、私ども財団の給与制度の中では、賞与の部分につきましては、財団の業績と個人の評価によって対応することになっておりまして、仕事が十分できている職員については、そちらのほうで処遇の改善が図られるものということで考えております。

○小菅評議員 新しい財団、事務も多忙になるとお思いますけれども、できるだけ配慮を頂きたいと思えます。以上です。

○江口議長 他にご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第32号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第32号の財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部改正(案)

について原案どおり決定致します。

次に、諮問第33号の公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則（案）について、事務局の説明を受けます。お願いします。

（資料に基づく説明省略）

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。ご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第33号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、諮問第33号、公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則（案）については原案どおり決定致します。

次に、諮問第34号の公益財団法人新宿未来創造財団処務規則（案）について、事務局の説明を受けます。お願いします。

（資料に基づく説明省略）

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第34号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、諮問第34号の公益財団法人新宿未来創造財団処務規則（案）については原案どおり決定致します。

次に、諮問第35号の公益財団法人新宿未来創造財団印章取扱規則（案）について、事務局の説明を受けます。

（資料に基づく説明省略）

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

では、諮問第35号につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、諮問第35号の公益財団法人新宿未来創造財団印章取扱規則（案）について原案どおり決定致します。

次に、諮問第36号の公益財団法人新宿未来創造財団告示式規則（案）について、事務局の説明を受けます。

（資料に基づく説明省略）

○江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 ご発言がなければ質疑を終了致します。

それでは、諮問第36号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、諮問第36号の公益財団法人新宿未来創造財団告示式規則（案）については原案どおり決定致します。

次に、諮問第37号の公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則（案）について、事務局の説明を受けます。

（資料に基づく説明省略）

○江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

お願い致します。

○赤羽評議員 この通報等の方法で、(1)、(2)、(3)とそれぞれ書いてありますが、コンプライアンス担当理事、これは具体的には、どなたか決めていらっしゃるんですよね。これ公開はしないものですか、するものですか。あと(2)のヘルプライン窓口監事、これは具体的にどなたか決まっていますか。

○江口議長 事務局お願いします。

○小野寺事務局長 担当理事の指名という形では、ここでは言うておりませんので、主にこの経営に携わる、常時勤務する者ということですので、常務理事がこの担当理事に当たるものということ考えております。

○赤羽評議員 では2番の監事。

○小野寺事務局長 監事につきましては、過日決定して頂きましたように、監事監査に関する規定の中で、この財団が正確に、公平に事務に当たり成果を出しているかを、従前ですと会計を主に担当して頂いていた訳ですが、業務の質、水準、これらについても監事が監査を行うという規定になっている関係上、こういう2番のところにはヘルプライン窓口を監事に据えたということでございます。

○赤羽評議員 この3番目の事務局次長というのは、諏訪次長さんということですか。

○小野寺事務局長 現在のところは、次長は諏訪だけですので、この状態の体制ということであれば、そういう職の者が当たるということです。

○赤羽評議員 将来的にもそうですね。この新しい形の、新財団としてはやっぱり次長さんなんですね。

○小野寺事務局長 そうですね。これから事務局体制をどのように組んでいくかというのが、年度内の作業の大きな作業の一つになっておりますので、それらの中で役職者、事務局体制等についても、人員配置もきちんと決めていきたいと思っております。

○赤羽評議員 今おっしゃったとおり、一番、非常に力を入れて頂きたいところですね。ある意味で、本体の区よりもここがしっかりうまくいくかどうかということは、非常に大事なポイントだと思いますので、よろしくお願い致します。

○江口議長 他にご発言、雨宮評議員お願いします。

○雨宮評議員 新宿区は、この公益通報システムを前からやってきたと思いますが、今まで生涯学習財団はやっていなかったんですか。やっていたのかと思っていたんですけど。その辺の経過についてもし分かれば。

○江口議長 事務局。

○小野寺事務局長 制度としては、財団独自のものは持っておらずに、基本的には区に準じた形で取り扱いを行うという形で進めてまいりましたが、この公益財団法人になるに当たり、財団自身がきちんとこういうものを持って主体的に行う必要があるということから、新たに新設ということでご提案をさせて頂いたところでございます。

○雨宮評議員 大変重要なことだと思いますので、新設されたということは貴重だと思います。ただ、なかなか新宿区のほうも実績があまりないというようなことがありますので、どんなふう運営されていくかということについては工夫して頂ければということだけ意見を述べます。

○江口議長 佐原評議員。

○佐原評議員 質問、今同じ質問だったんですが、もう一つ。

この規則は、財団内の方だけの取扱規則というふうに理解していいんですね。

○小野寺事務局長 財団内といいますか、財団に係わることであれば、ご利用者であるとか関係者の方からも当然こういう通報等を受けることがあろうかと思っておりますので、その場合でもそれを受けとめて、公正公平な調査の上で必要な措置を講ずるということでございます。

○佐原評議員 片仮名が多いので解りにくいですよね。今、新宿区の方でもできるだけ分かり易くという意味で日本語表示するよう、今色々なところで努めている気がするんですが、片仮名の方が扱いやすい時もあるんですが、片仮名が多いと解りにくくなります。そんなところでどうなのかと、少し解りにくい感じがします。

○小野寺事務局長 そうですね。この辺は、今後とも工夫していきたいと思いますが、民間、その他のこういう制度を持っている企業、団体等の情報等も当たって見た訳ですが、比較一般的に、ここに記載のヘルプラインその他につきましては、一般的に使われていたものですから、これを採用させて頂いたところですが、今後もっと工夫ができるかどうか検討していきたいと思います。

○佐原評議員 できるだけ解りやすくして。

○小野寺事務局長 わかりました。

○佐原評議員 質問しにくいので。

○江口議長 他にございませんか。

それでは、諮問第37号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第37号の公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第38号の公益財団法人新宿未来創造財団寄付金取扱規則(案)について、事務局の説明を受けます。お願いします。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。お願いします。

○赤羽評議員 寄付金というからには、いわゆるお金だけですか。例えば、不動産とかそういう部分というのはこういう項目に入りますか。

○江口議長 事務局お願いします。

○小野寺事務局長 それはあり得ることかとは思いますが、今のところ想定できるような状況にはないということから、私どもは主に金銭の寄付ということを意図して、この規則についてはつくらせて頂いたところでございます。

○江口議長 どうぞ。

○赤羽評議員 お金の部分ではもちろんどんどんやって頂ければ、区がなかなかできないところをまずここで、未来創造財団でやって頂いて、一つの流れをつくって頂くのも大事だと思うんですが、たまたま落合は地域で結構、いわゆる文士村の名残りで、寄付として残しておきたいような、そういう資産をお持ちの方がいらっしゃるし、私も常々相談されていて、区に寄付するのはなかなか難しいんだらうけれども、財団の方で、例えば文化的な価値のある建物もありまして、例えば、これを見て、もしあれだったら将来的にお勧めできるか、なんていうことにも、それを売却するのではなく、文化交流とかそういう拠点みたいな形で区が活用できるような、資産のようなものもありますので、そんなことも提供できればいいと思い質問させていただきました。

○小野寺事務局長 制度として今回、寄付金ということに限って提案をさせて頂きましたが、そういう財産等についての提供等につきましては、そうした手続を経て、負担つきでないものにつきましては、また評議員会、理事会等に付議した上で、受領する可能性はありますが、今のお話を伺って、なおこういう制度を立ち上げればいいのかは、研究をさせて頂きたいと思います。

○江口議長 よろしいでしょうか。

○赤羽評議員 はい。

○江口議長 他にございますか。

○久保評議員 今、寄付については、金銭を主にと事務局長から答弁があったんですが、例えば財団の方でやる今度のシティマラソンにしても、1万本健康ドリンクを寄付するということになったら、それはやはり寄付の中に入りますでしょう。

○江口議長 事務局。

○小野寺事務局長 大変申し訳ございません。ちょっと今理解できなかったものですから。

○久保評議員 例えば、シティマラソンは非常にいいことだから健康を大事にとコマーシャルの感じで、4つの会社からシティマラソンに1万本健康ドリンクを寄付するという場合に、金銭ではないけれども、金銭に代わるものとして寄附行為の対象になるのでしょうか。

○小野寺事務局長 協賛企業等からの金品ということでございますが、マラソンにつきましても、任意の団体ということで実行委員会を設置し、そこで受領をするという形にしておりまして、協賛金品という形で受領をさせて頂いております。法人格のない団体という形で、それらの金品についての経理決算を行うという形にしております。

○久保評議員 はっきりしないんですが、要するにそういうものは、例えばこの寄附行為の附則等という寄付というものの体制ではないと考えた方がいいということでしょうか。金銭に限ると最初は答弁したけれども、そういうものも寄附行為の対象になるのではないかと思って聞いたんです。それがはっきりわからなくて。

○小野寺事務局長 申し訳ございません。

この規則につきましても、寄付金に限っての規則で定めさせて頂いた関係上、他の品物、財産等につきましても、今後どういう形で行うかは場合によってはきちんと決めていかざるを得ない状況になるかという認識はございます。寄付金というところだけに限っての規則案ということで出させて頂きました。

○久保評議員 わかりました。

○江口議長 よろしいですか。

○久保評議員 はい。

○江口議長 では、ご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第38号について原案どおり決定することにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第38号の公益財団法人新宿未来創造財団寄付金取扱規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第39号の公益財団法人新宿未来創造財団セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則案について、事務局の説明を受けます。お願いします。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

ご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第39号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第39号の公益財団法人新宿未来創造財団セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第40号の公益財団法人新宿未来創造財団職員就業規則(案)について、事務局の説明を受けます。お願いします。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第40号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第40号の公益財団法人新宿未来創造財団職員就業規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第41号の公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則(案)について、事務局の説明受けます。お願いします。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。お願いします。

○赤羽評議員 新しい財団で、この、契約職員の、いわゆる職員と契約職員の比率というのはどのくらいでしょうか。

○江口議長 事務局お願いします。

○小野寺事務局長 概ねですが、新しい財団の正規職員は約40名の予定です。それから契約職員ですが、90名程と現在のところ予定しております。これで130名ですので、残り250から270ぐらいはパートタイム労働者という形で、合計で400名前後の職員数になるものと予定しております。

○赤羽評議員 今後の新財団の人の流れという部分では、例えば今大体40名と90名という比率で、正規の職員の方はどんどん減らしていく方向性で契約社員を中心にして運営していくのか、それとも大体今の比率のまま行くようなお考えなのか、その辺を。

○小野寺事務局長 仕事の質、量といたしますか、内容を見極めて職員の配置をしていきませんか、この先の経営にどういう形で影響があるかということになるかと思えます。従いまして、安定度が高く一定の知識経験を必要とする継続した、比較的中長期的な業務ということが判れば、正規職員を配置するという形にしたいと思っておりますが、この仕事の内容そのものも決して安定している状況とは言い難い部分もございますので、しばらくは来年度予定しているような比率による職員配置が続くのではないかと考えているところです。

○赤羽評議員 わかりました。

○江口議長 他にご質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 ご発言がなければ質疑を終了致します。

それでは、諮問第41号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第41号の公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第42号の公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム職員就業規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。お願いします。

○久保評議員 40、41、42というのは、同じ3つとも就業規則で、対象が正規と契約とパートタイマーに分かれているだけ。そして説明を聞いていると、正規職員に対して妥当か適切かという基準で改正をされている、あるいは案をつくっているんだと思うんですね。だから、この3つについては、僕は別に適正だと思って問題はないんですけど、審議のあり方としては、こういうものについては3つ、40、41、42を一括して審議させてもらう方が、今後非常にやり易いと思って、座長にできたらそういう取り計らいをして頂きたいと思います。

○江口議長 趣旨はわかりました。今後、諮問する場合については、その辺も勘案の上諮問するようにお願い申し上げます。

○諏訪事務局次長 わかりました。

○江口議長 よろしゅうございますか。

では、他に質疑がなければお諮り致します。

諮問第42号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第42号の公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム職員就業規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第43号の公益財団法人新宿未来創造財団人事評価実施規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第43号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第43号の公益財団法人新宿未来創造財団人事評価実施規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第44号の公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

○小菅評議員 20条の資格手当のところでございますが、新しく財団が生まれ変わる訳で、400名を超す職員の中に当然こういう資格のものがあるというのは、大変的確な判断だったと認識しております。この条例が新宿区の条例等の整合性はどうかというのが1点。

それから2番目、現職員の中にこういう資格者がいるのかどうかということが2点目。

それから3点目、一応業務上必要と認められる範囲内で雇用するのか、こういう資格を持っている人は全部該当するのか、この辺のことはどういう判断をするのか、少し伺いたいと思います。

○江口議長 事務局お願いします。

○諏訪事務局次長 事務局次長です。

区条例とは特に整合性をとっておりません。

さらに現況ですが、こちらは正規職員の給与規則ですので、まず正規職員にのみ対応するものでございます。現況はこのような資格を持っている者はおりません。これを法令上、業務上必要と認めら

れるということで、その職に当たる者が持っている場合に当然支給するというふうに考えております。現況このような職に当たった職員が発奮をしてこのような資格を取ってくれるということを期待しての制定でございますので、特にこのような職を持った者を改めて雇用するということは考えておりません。

以上でございます。

○小菅評議員 ありがとうございます。

○江口議長 よろしいですか。

他にございませんか。

お願いします。

○久保評議員 私も3点あるのですが、1つは日本の給与というのは昔から年功序列型で来たんですが、最近だんだん西洋に倣ってききましたが、こういう形で人事評価を給料に反映させるという考え方の目的というのは何ですか。

○諏訪事務局次長 やはり頑張って、一生懸命仕事をした職員に報いるということで、人事評価制度を入れさせて頂いているところです。

○江口議長 お願いします。

○久保評議員 それで昇給ということが言われたんですが、昇給を入れる限りはその反対もあって、減給があると思うんですが、減給については人事評価でそういうことがあり得るようになったんですか。

○江口議長 事務局。

○小野寺事務局長 当然でございます。従いまして、平均的な能力の発揮を求めている者に対して、そこに達しない場合についてはマイナス評価という事例も実際にございます。

○久保評議員 そこが一番大事なんです、くしくも事務局長が言われた平均的能力というのは何か書いたものがあるんですか、基準が。事務局長が、あるいはその上の人が平均的能力と考えるか否かにかかわるんですか。それは働く人にとっては非常に関係の深いことです、生活がかかっているんだから。そこら辺はどうですか。

○江口議長 事務局。

○小野寺事務局長 確かに、秤にかけるという大変難しい部分ではございます。従いまして、私ども財団としましては、どういう事務に、どういう仕事にどれだけの発生水準を期待しているかということについて、わかりやすく明示をするという方式に、この間ずっと整えてきたんです。

ご案内のとおり事業計画書につきましても、この事業がどういうところを目的にして、当面今年度どこまで、どういう質、量を達成するかということをしてできるだけ数量化できるものは数量化、定性的なものも入れていますが、そういう到達点を明示するという形をしております。

ただ、1人に委ねるだけではなく、チームが一緒になってその目標を達成するようにということでの仕組みは導入しておりますが、なかなかそうはいかないという具体的な事例も出てきておりますので、そこに達しない場合、あるいは諸規定上の職員が行ってはいけない行動、態度、その他の問題等が事実見受けられる場合については、マイナス評価にせざるを得ないということでございまして、実状を申しますと、殆ど圧倒的多数職員は、自分が求められている業務水準を達成しているということで、B評価の職員が圧倒的だという点では、大変優れた職員の集団だと考えております。

○江口議長 お願いします。

○久保評議員 妥当な答弁で難しいところで、安心したんですが、3点目の資格手当なんですが、会計士系が2万円で、社会保険労務系の方が、こういう系統が1万円台。2万と1万の差が、僕は社会保険労務士なものだから、1万円私は低いんだと。差がつくのはどうしてですか。

○江口議長 お願いします。

○小野寺事務局長 これも秤にかけるのは大変難しいところですが、今の実際の事業、業務の質、量の両方を見た場合に、例えば税理士、公認会計士が担当するような事務については、顧問税理士を入れておりまして、月々経理の内容を見て頂いて、間違いのないようにと、やっている訳です。その業務の量、頻度等を考えますと、公認会計士、税理士の担当する業務が、この財団では大変量的に多いと

いうことでございます。

それから社会保険労務士については、当然この労働問題等につきまして、私どもが幾つか課題を持っておりまして、もっと研究を進めなければならない分野だと理解しておりまして、そういう専門的な知識を持った職員がいれば、職員との労働関係等につきましても、スムーズに進むのではないかということから、新たに設けたということもございますし、司法書士につきましても、この対外的な文書の問題、法律上の手続、その他の問題も多数ございますので、能力が発揮できるだろうと。

職員にぜひ業務上必要な資格でございますので、この自己研鑽をして頂いて資格の取得にいかば、単なる取得ではなくて、処遇に跳ね返るといふ部分で、きっかけになって頂ければと、当面この3資格、4資格について設けました。今後必要な資格が生かせる場であれば、その資格についても考えていきたいというふうにあります。

- 久保評議員 そうすると、会計士や公認会計士や税理士の方は量が多い。それに比較して社会保険労務士等の場合は、ある一定の範囲の問題という意味では量が少ないということで、あくまでも、2万円の仕事の方が非常に価値が高い、重いと。片方は軽いという意味ではないんですね。
- 小野寺事務局長 十分でないかもしれませんが、そういう理解に基づいて、この資格手当は今回設けさせて頂きました
- 久保評議員 結構です。
- 江口議長 他にございますか。
- 小菅評議員 関連です。
- 江口議長 関連なら先お願いします。
- 小菅評議員 関連です。もし、財団で業務上必要になった場合には、ここに示されている4資格の手当としては著しく安い、低すぎるのではなかろうかと私懸念しています。実際の雇用の段階になったら、さらに精査して世間に合うような評価をした方がいいのではなかろうかと要望だけしておきます。要望で結構です。
- 江口議長 じゃどうぞ。
- 赤羽評議員 区でもなかなかまだやったことのない資格手当を、未来創造財団につけるといふことが本当に素晴らしいことで、今も局長がおっしゃいましたけれども、やはり当然こういう基をつくるということには、今回の新財団に移行される職員の方々の中で、ぜひ実績をつくって頂きたいと思えます。それともう1点、多面的な財団の性質上から言って、もちろん事務手続上こういった4資格が手取り早く役に立つというのものもあるんでしょうけれど、もう少しこの資格の幅を広げて、この財団で学んだ職員がいろんな意味で活力となって、財団の未来性も開かれていく訳ですから、そういった部分では区の役所で働くよりここで働いた方が勉強できるし、資格がまた生かして手当に跳ね返ってくるとなれば、これはまた一つの大きな原動力になりますしね。本当にこれぜひ実績をつくって頂きたいと思えます。
- 江口議長 事務局お願いします。
- 小野寺事務局長 財団自身の業務の業績であるとか、財務運営の部分をきちんと見極めながら、職員の能力が最大限に発揮できるような形で誘導し育てていくというのが私どもの責任だという点で、今後ともより充実する方向で検討していきたいと思っております。お願いします。
- 江口議長 よろしいですか。
他にご質疑がなければお諮り致します。
諮問第44号の公益財団法人新宿未来創造財団職員給料規則（案）については、原案どおり決定致します。
次に、諮問45号の公益財団法人新宿未来創造財団旅費規則（案）について事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

- 江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

ご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第45号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第45号の公益財団法人新宿未来創造財団旅費規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第46号の公益財団法人新宿未来創造財団退職金規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 それでは、諮問第46号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第46号の公益財団法人新宿未来創造財団退職金規則(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第47号の公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

○雨宮評議員 新しくつくられるということで、今までのものをまとめたということですが、今までの、現在の財団の、区の職員でも非常に、病気になっている方が多いですが、財団の職員のところでは今どんなふうになっていますか。

○江口議長 事務局お願いします。

○諏訪事務局次長 やはり病気になる方もいらっしゃいます。それにつきましては、私どもの職場の問題もございますし、新しい職員が大変多うございますので、従前からの病気というものが発症される場合もあり、その辺も考えまして、産業医につきましては、毎月必ず健康相談を行う形もとっておりますし、健康診断は極力行って頂くように、パートの職員も含め指導しているところでございます。

○雨宮評議員 新しいところの分野が一緒になって、今までとはまた違った環境のもとで働く職員の方もおられるかと思っておりますので、この規則を十分に生かして頂いて、病気にならないことが大事だろうと思っておりますので、そういう指導ができるよう、ぜひ配慮して頂くという意見だけ申し上げます。

○江口議長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 特にないようですので、諮問第47号の公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則(案)については原案どおり決定致します。

続いて、事務局より報告事項がございます。

(資料に基づく説明省略)

○江口議長 以上で報告は終わりました。

報告事項が大変多うございましたので、質問があろうかと思いますが、2つに分けて質問を受けた

と思います。初めに、認定書類申請の一部変更についての関連の質問がある方と、次にシティハーフマラソンについての質問のある方と、2つに分けて質問を受けていきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い致します。

まず、認定申請書類の一部変更について関係、ございますか。

○久保評議員 指定管理者ですが、3番目にある公園内運動施設というのは、具体的な名前というのは9月に出ているんですか。

○江口議長 事務局。

○諏訪事務局次長 事務局次長です。

こちらにつきましては西戸山球場、それから落合中央公園内野球場、庭球場、それから西落合公園少年野球場と庭球場、それから甘泉園の庭球場、以上でございます。

○久保評議員 それで、今日の佐伯祐三さんの記念館の報告をもって、この今言われた6つの次の7番目に入るという形ですか。

○小野寺事務局長 7番目に、文化センターありますので8番目と。

○久保評議員 8番目と書いてあるね。わかりました。

○江口議長 他にございますか。

なければ、次にシティハーフマラソンにつきまして、ご質問等がございましたらばお受け致したいと思いますが。

○久保評議員 11月30日に締め切ったということで、辞退とかの登録等は明らかなんですか。例えば、僕は今、今日見て3キロに出たいなと思っているんですが、体ならしに。そういう場合にとにかく千何百名でしょう、3キロの場合は、1,022名かな。こういう人達が締め切られているんですが、辞退が出ていたら飛び込めるかもしれないと希望を持った訳ですね。その辺を教えてください。

○江口議長 事務局お願いします。

○世良事業一課長 基本的には、キャンセルということで電話を頂けるとするのは少ない。当日お見えにならないということが殆どですから、キャンセルがあり、それに対して新しい方とという、キャンセル待ちとかそういうものは扱っておりません。

○久保評議員 残念です。

○江口議長 他にございますか。

○根本評議員 どうも見方がわからないんですが、赤いのが1周目、次に青い2周目のコースで、3周目がこの紺コースになるんですか。そして、この赤い靖国通りというのは初めてのコース、ということですか。

○世良事業一課長 委員のおっしゃるとおり、赤色が1周目になりまして、青が2周目、緑なんですが、印刷の関係でちょっと茶色っぽくなっていますけれども、こちらが3周目でゴールという形になります。

○根本評議員 わかりました。そうすると、この靖国通りのコースというのは初めてですよ。この河童橋を渡って、自衛隊の正面玄関の方におりて、また登って、また下りて、また戻ってくる。これはわざとこういうふうに行ったんですか。

○世良事業一課長 そうですね、はい。四谷三丁目を直進しまして、河童坂を降りまして、左折し、また河童坂下から上り四谷三丁目に戻ってまいります。それを左折、四谷見附左折して市ヶ谷駐屯地の前まで来まして、今度靖国通りを新宿五丁目まで走ります。

○根本評議員 これは、坂のところの小さな三角、これはわざとですか、それともあるいは距離の関係ですか。ここは物凄く坂なんですよね、ご承知のとおり。

○世良事業一課長 下りる方も登る方も坂ですね。

○根本評議員 だから大変な苦勞して登ってまた下りなくちゃいけない。何か参加者泣かせるようなコースのような気がするんですが、それは計算済みで。

○世良事業一課長 距離ということではないですが、なるべく交通規制といいますか車両が通行できるような工夫をしまして、車をストップしないような方法にした結果です。警察署のほうからもご指

導頂きまして、こういうコースになりました。

- 小野寺事務局長 評議員の皆さんだからお話ししますと、このコースを広げるのには大変難儀しました。特に、甲州街道を横断することについては、大変な車両の渋滞を招く恐れがあるということで、所轄警察の、警視庁の、今までこの壁が破れなかったんです。

今回は、地元の方や実行委員会の役員の方も含め、大変この大きな働きかけをして頂きまして、ここまで広げることができました。特に大きいのは、新しく靖国通りを走るということや甲州街道を横断することについては、この先につながるという意味でも大変大きい成果だったと思っています。確かに、河童坂については坂道ですし、道も広くありませんので、最大限事故がないように、多くの職員を配置しながら、万全の体制で実施したいということでございまして、一番いいコースということには必ずしもなっておりませんが、前よりはランナーの方にも喜んで頂けるコースかと今のところ考えてございます。

- 根本評議員 わかりました、ありがとうございます。

○江口議長 他に、お願いします。

- 佐原評議員 今年は、公認コースとして申請しているということでよかったと思っています。あとボランティアも1,317名ということで十分間に合うと思います。ボランティアの方は大分苦勞されて。

- 小野寺事務局長 もっとおられればなお嬉しいですが、一応何とかという状況でございます。

- 佐原評議員 それからもう一つ、財政面のことですが、見込みはしっかりとついたので、それともまだまだ努力をしなくちゃいけないのかというのを一応聞いておきたいと思います。

- 小野寺事務局長 実は大変厳しい状況にございまして、評議員の皆さん方にも、ここはというようなところ、企業、個人の方を紹介して頂きたいという思いでございまして、やはり走路をこれだけ拡張しますと、警備の問題、交通規制の関係等もございまして、どうしても費用がかさみます。前回300万円ほど財源を繰り越したという部分がございますが、やはりこういう不況の中では、なかなかスポンサーが十分に獲得できないという状況であることも事実で、何とか皆さんのご協力でこの大会を今後も続けたいものですから、1万円からということで協賛を受け付けておりますので、ご紹介頂ければ、早速私も職員出向いてお話をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというのが事実で、大変厳しいという状況でございます。

- 江口議長 お願いします。

- 佐原評議員 実はそのことが心配になっていたんですが、財政が整わないでキャンセルする訳にはいかないだろうと思って、最悪の場合はどうするのかということもちょっと考えていたんですが、そういう寄付金の方で活動しているということで、できれば皆さん協力していきたいと思っておりますけれども、頑張って頂きたいと思っております。

- 江口議長 お願いします。

- 久保評議員 先ほど聞き忘れたんですが、ハーフマラソンについて局長が説明されて、課長に説明をさせますという、その前に、皆さんに大変ご心配を頂いたと。不勉強ではあるんですけども、心配の内容というのは最後に論議されたことなんですか、それとも心配というのがあったんですか。

- 小野寺事務局長 簡単に一言だけ。様々な経緯がありまして、新宿区内にある新宿区陸上競技協会というところがこの実行委員会から一時離れたという事態がございました。これは今回、また同じ形で実施することになりましたが、そういう意味で新聞報道等もなされてきたことがありまして、ご心配をおかけしたということでございます。

- 久保評議員 わかりました。

- 江口議長 他に、どうぞ。

- 赤羽評議員 小学生の参加人数というのは、例年増えているんですか。

- 江口議長 事務局。

- 世良事業一課長 中学生男子が98名、中学生女子が56名、約27%増えています。

- 赤羽評議員 増えていますか、そうですか。わかりました。

- 江口議長 よろしいですね。

- 赤羽評議員 はい。
- 江口議長 他にございますか。
- 小菅評議員 議長、他の件じゃまずいですか。
- 江口議長 いや、これが終わりましたら、最後に。
- 小菅評議員 時間がないので短めにお願いします。細かいことは後で。
- 江口議長 どうぞ。
- 雨宮評議員 今年は、去年は群馬から市長が来ましたね。今年も出るんですか。天狗を負って出ましたが、3キロに。あれ中山区長の地元じゃなかったかな。
- 小野寺事務局長 区長といいますか、物産の関係だとか他の行事等でもこのレガスマつりでそば打ちに来てくれたということで、特にもちろん関係あるんでしょうが、区長だけの関係でということである訳ではないです。地方からも、中にはマイクロバスとかで、集団で参加をしたいということで申し込みを受けている自治体もございまして、他の事業もたくさんやっていますので、そういう中でもいい協力者になって欲しいという期待を込めてお迎えをしたいと思っています。
- 雨宮評議員 結構です。
- 江口議長 よろしゅうございますか。
- 雨宮評議員 はい。
- 江口議長 では、予定しておりました諮問事項及び報告事項は以上で終わります。
長時間にわたりまして、時間もないところでございますが、その他一般論でどうぞ。
- 小菅評議員 時間がありませんから短めでということです。
2点伺いたいのですが、1点目は新しい年になるともう新しい財団がスタート致しまして、公益的、総合的な財団で区民初め私ども大変期待しているところですが、今現在で財団に対しての新しい課題のようなものがあるや否や、ないことを願っていますけれども、もしあるとしたらお聞かせ頂きたいと思うし、職員のやる気といいましょうか士気はどの程度でしょうか。新しい財団に対して大変気になっているところなので、局長、次長の目で短めに答え頂きたい。
- それからもう1点目は、この新財団に対して、区民に対しての周知、広報の方法とか、イベントのようなことがあるのかどうか、考えていらっしゃるのかどうか。局長、次長の目で結構ですから短めに答え頂きたいと思います。
- 江口議長 お願いします。
- 小野寺事務局長 ごく簡単にということでございます。
新年度スタートということでございますので、3番目のご質問と合わせてお答えしたいと思います。1月5日号の広報に具体的には後日ということは書きますが、新しい財団としてスタートするために現在手続等の準備をしておりますという周知を行います。あわせて文化国際交流財団の方は、関係団体には既に周知を始めておりますし、スパイスという広報紙がございまして、この25日号で区民の皆さんにお知らせをし、手続その他に影響が出る部分がございますので、それにつきましては別途詳しく、次号以降に入れるという形でやってまいります。
- 新しい課題は、想定できるだけでも事業計画書に載せている部分も既にございまして、いろいろあります。これにつきましては整理をして情報を発信できる状況になりましたら、皆さんにお知らせすると同時に、ご意見等を伺えればと思っております。
- 最後、職員の士気でございますけれども、職員は通常でも高いレベルの意識持って職員はやっておりますけれども、こういう状況の変化にきちんと対応するという意味では、今まで以上にモラルは維持できているのではないかと考えております。
- 以上です。
- 小菅評議員 期待しています。ありがとうございました。
- 江口議長 どうぞ。
- 高橋評議員 簡単にお聞きしますけれども、この財団、これまでも障害者に対するいろんなサービス提供、努力して頂いたことに感謝していますが、新しい今度の財団になり、職員が正社員もパートも

含めまして400名前後ということになるんですが、正社員40名ですから、公的な雇用率とかというのは問題ないんだと思うんですが、そういう点で障害者の雇用等に対しては、今後未来財団というからにはどういう方向で考えていらっしゃるか、将来についてお聞きしたいんですが。

○江口議長 事務局お願いします。

○小野寺事務局長 ごく簡単に説明致しますと、私どもで事業を行う上で、障害のお持ちの方でも十分できるという分野は幾つかございます。ここにはもう既に積極的な雇用を起しており、例えば、ハローワークを通じてトライアル雇用でやっている方についても、能力を最大に発揮できるということから、既に長い間続けて、国の助成金を受けながら雇用している方も複数名おりますし、あとは施設管理の面で、経営作業等を含め、従事できるところにつきましては、民間の社会福祉法人団体等を通じて、その障害をお持ちの方についての雇用を進める等やっております。今後ともそういう職域が見込めれば、今まで以上に積極的な雇用を図っていきたいという思いでおります。

○江口議長 よろしゅうございますか。

○高橋評議員 はい。これから事業が増えてくるところを見まして、なるべくそういうところに目を配って頂きたいと要望しておきます。

○江口議長 ありがとうございます。

他に特になければ、以上で閉会したいと思います。

本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご熱心にご審議頂きまして、ありがとうございました。

以上をもちまして閉会致します。

どうもありがとうございました。